

## やまぐち創生テレワーク移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就業、テレワーク及び創業を目的とする大都市圏から本市への移住促進を図るために実施するやまぐち創生テレワーク移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市に住民登録することをいう。
- (3) マッチングサイト 山口県が設置し、及び運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)は、転入した者のうち、第5条の規定による申請(以下「申請」という。)をする日から5年以上連続して本市に居住する意思を持って転入した者であって、申請時に次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 転入前に居住状況について、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 転入する直前の10年間のうち、通算して5年以上東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県のいずれか(以下「対象地域」という。)に居住していること。ただし、対象地域の大学等に通学し、卒業後に対象地域の企業等に就職した者については、その通学した年数を居住している通算期間に加算することができる。

イ 転入する直前までに、連続して1年以上対象地域に居住していること。

(2) 令和6年4月1日以降に転入し、かつ、転入後1年以内であること。

(3) 就業、テレワーク又は創業を目的とする転入であって、別表に定める要件を満たしていること。

(4) 自身が日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (5) 自身及び自身が属する世帯の自身以外の構成員（以下「世帯員」という。）について、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 下関市移住支援事業補助金交付要綱（令和元年8月7日制定）に規定する下関市移住支援事業補助金その他本市及び他の市町が行うこの要綱に定める補助金の交付と同様の助成金を受けていないこと。
  - イ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有していないこと。
  - ウ 本市の市税を滞納していないこと。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の対象として不相当と認める者でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の属する世帯の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 単身世帯又は次号に該当しない世帯 30万円
- (2) 申請をしようとする日において、世帯員のうち1人以上が次のア及びイに該当するものである世帯 50万円
  - ア 転入前において補助対象者と同一世帯に属していたこと。
  - イ 転入後1年以内であること。

2 次のいずれにも該当するもの（以下「18歳未満の世帯員」という。）が世帯員である場合は、前項に規定する額に、18歳未満の世帯員1人につき50万円を加算する。

- (1) 前項第2号ア及びイの要件に該当する世帯員であること。
- (2) 申請をする日が属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。
- (3) 補助対象者の配偶者でないこと。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、やまぐち創生テレワーク移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類は、第3条第1号アただし書の規定に該当する場合に限る。

- (1) 世帯全員の転入後の住民票の写し及び転入前の住所に係る住民票の除票の写し等の第3条第1号に規定する転入前の居住状況に関する要件に該当することが確認できる書類
- (2) 補助対象者の通学していた対象地域の大学等の卒業証明書
- (3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類
  - ア 就業を目的とした転入の場合 就業証明書(様式第2号)
  - イ テレワークすることを目的とした転入の場合 就業証明書(テレワーク)(様式第3号)
  - ウ 創業を目的とした転入の場合 別表に規定する創業補助金の交付決定通知書の写し
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、やまぐち創生テレワーク移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、遅滞なくやまぐち創生テレワーク移住支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

(報告及び是正措置)

第8条 市長は、補助金の交付の決定及び交付に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又は適切な補助金の交付のための是正措置を求めることができる。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、所属先企業等の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- (3) 申請のあった日から3年未満で市外に転出したとき(当該転出先の市外で1年以内の研修等を受けた後、再度転入し、従来の就業先(県内)で勤務することが確実であると認められる場合を除く。第7号において同じ。)
- (4) 申請のあった日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき。
- (5) 創業補助金の交付決定を取り消されたとき。
- (6) その他当該交付決定に係る補助対象者の要件、補助金の額等について、この要綱の規定に反する事項があると市長が認めるとき。
- (7) 申請のあった日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合で、既に補助金を交付しているときは、下関市やまぐち創成テレワーク等補助金交付決定取消通知書兼返還請求書(様式第6号)により、交付決定者に対し、当該交付決定の取消しを通知するとともに、期限を定めて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の返還を命ずる。

- (1) 前項第1号から第6号のいずれかに該当する場合 交付した補助金の全額
  - (2) 前項第7号に該当する場合 交付した補助金の半額
- (委任)

第10条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月30日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	要件
就業のため転入した場合	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 勤務地が山口県内に所在すること。</p> <p>(2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。</p> <p>(3) 就業先である法人に、補助金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>(4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>(5) 次号に該当する者でない場合にあつては、次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア 就業先が、山口県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人を掲載している法人であつて、申請者の当該法人の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。</p> <p>イ 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>(6) 内閣府地方創生推進室の実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者である場合にあつては、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。</p>
テレワークをするため転入した場合	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 所属先企業等からの命令ではなく自己の意思により転入し、かつ、本市を生活の本拠として転入前からの業務を引き続き行うものであること。</p> <p>(2) 内閣府地方創生推進室の実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと。</p>
創業のため転入した場合	<p>次に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。</p> <p>(2) 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。</p>